

2021 年 11 月

非化石価値取引市場の再編成

弁護士 赤羽 貴 / 弁護士 小林 英治 / 弁護士 藤木 崇

2020 年 4 月より FIT/非 FIT を問わず全ての非化石電源に由来する非化石価値が証書化され、市場・相対による非化石証書の取引量が急増している中、非化石価値取引市場の再編成が予定され、11 月 19 日より再エネ価値取引市場でのオークションが実施されます。本稿では非化石価値取引市場に関する制度の変更について取り上げます。

1. 非化石価値取引市場の現状と課題

(1) 従来の取引状況

非化石証書は、エネルギー供給構造高度化法(「高度化法」)上の非化石電源比率への算入¹、地球温暖化対策の推進に関する法律(「温対法」)上の調整後排出係数の減算²、需要家への環境価値の訴求といった需要から、主に小売電気事業者により取得・利活用されてきました。

その取得方法として、FIT 非化石証書(「FIT 証書」)については 2018 年 5 月より、非 FIT 非化石証書(「非 FIT 証書」)については 2020 年 11 月より、それぞれ JEPX の非化石価値取引市場において取引されてきました。

非 FIT 証書は 2020 年 4 月において相対取引が開始されており、取引量が増加しています³。非 FIT 証書は

¹ 高度化法上、供給電力量が 5 億 kWh 以上の小売電気事業者等は、各社が供給する電力量に占める非化石電源に由来する電力量の比率を一定の割合以上とすることを目標とするよう義務づけられています(高度化法第 5 条第 1 項)。非化石エネルギー源の利用状況が著しく不十分と認めるときは勧告の対象となる可能性があり、正当な理由なく勧告に係る措置を取らないときは行政処分の対象となり得ます(高度化法第 8 条第 1 項・第 2 項)。

² 温対法上、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者(特定排出者)に対して温室効果ガス算定排出量の報告義務が課されており、報告内容は公開されます(温対法第 26 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項・第 4 項)。小売電気事業者から特定排出者に対して供給された電力量につき、特定排出者は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの二酸化炭素の排出の程度を示す係数を乗じて得られる量を温室効果ガス算定排出量として算定することとされています(温対法第 26 条第 3 項、温対法施行令第 7 条第 1 項第 1 号イ(2)及び同号ロ(2))。この係数には基礎排出係数と調整後排出係数がありますが、このうち調整後排出係数の算定には当該小売電気事業者が取得した非化石証書が考慮されることとされています。なお、温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度については、当事務所ニュースレター『改正地球温暖化対策推進法の概説と実務に与える影響』(2021 年 6 月)もご参照ください。

³ 2020 年度は FIT 非化石証書・非 FIT 非化石証書合わせて約 200 億 kWh 分が市場取引されました。また、別途非 FIT 非化石証書については、少なくとも 2021 年 4 月時点で把握可能な限りで、相対で約 160 億 kWh 分が取引されたといわれています。従前の市場取引の内訳としては、FIT 証書と比較して、0.90 円/kWh~1.20/kWh と約定価格が安価に形成されてきた非 FIT 証書に買い入れが集中し、最低応札価格が 1.30 円/kWh と設定されてきた FIT 証書については売り入札総量が買い入札総量を大幅に上回る状況となっています。

信頼性を担保するため、国による設備認定・電力量の認定を受けたものが証書化のための要件となるため、証書化されていない電気の非化石価値とのダブルカウントが生じないように、市場取引と同様、JEPX 口座管理システムにおいて管理されています。具体的には、相対取引においても、発電事業者が非化石証書量及び供給先の小売電気事業者を、国から委託を受けた認定機関(現時点において、日本ユニシス株式会社)を経由して JEPX に通知し、JEPX 口座管理システムにおいて、当該小売電気事業者の口座の証書残高に反映させる仕組みとされています(発電事業者及び小売電気事業者の間の取引を前提としているため、発電事業者が需要家に直接供給する、いわゆるコーポレート PPA は対象になりません。)。電気と非 FIT 証書を合わせて小売電気事業者に販売する取引が典型的ですが、電気と非 FIT 証書をそれぞれ異なる事業者へ相対で販売する取引も制度上可能です。

(2) 需要家側の要望の高まり

一方で、近時の脱炭素社会に向けた世界的潮流の中で、需要家側においても環境活動・低炭素化への取り組みがビジネス戦略として重要視されるようになってきました。また、サプライチェーンに対して脱炭素化に対する取組を求める企業の活動や、RE100 を始めとする各社横断的な試みに加入することで自らの取組をアピールする動きが活発化しています。

このような状況の中で、需要家側より①需要家による直接的な非化石証書購入、②非化石証書の取得費用の低減化、③個別の電源とのトラッキング化を要求する声が高まっていました。このような状況を踏まえ、梶山弘志経済産業大臣(当時)が「カーボンフリー電力の価値が適切に評価される、需要家がアクセスできる環境整備」を指示⁴、非化石価値取引市場の再編成に向けた検討が進むことになりました。

2. 非化石価値取引市場の再編成

非化石価値取引市場の再編成の議論は電力ガス基本政策小委員会・制度検討作業部会で主に実施され、本稿執筆時点では第五次中間とりまとめ(「第五次中間とりまとめ」)のパブリックコメントが公表され、第六次中間とりまとめ(「第六次中間とりまとめ」)に対するパブリックコメントの手続⁵が進められています。以下、非化石価値取引市場の再編成の内容を簡単にご紹介します。

(1) 再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場

従前非化石証書は、FIT 電源由来の「FIT 証書」、非 FIT 電源由来の「非 FIT 証書」⁶と区分され、それぞれが日本卸電力取引市場(「JEPX」)の非化石価値取引市場で各区分ごとに取引されていました。

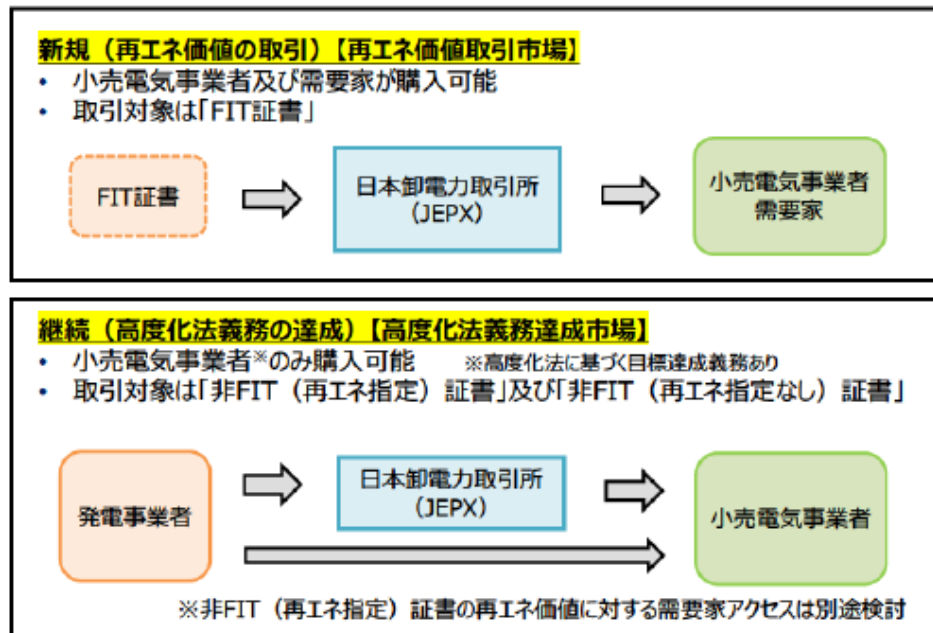
変更後は現行の非化石価値取引市場を再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の 2 つに分け、①FIT 証書については再エネ価値取引市場において、非 FIT 証書については高度化法義務達成市場でそれぞれ取引されることとされ、②今後小売電気事業者が高度化法上の目標達成のために使用できる非化石証書が非 FIT 証書のみとなります。

⁴ 2021 年 1 月 15 日の閣議後記者会見における冒頭発言

(<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/20210115001.html>)

⁵ 締切日時は本年 11 月 11 日 17 時です。

⁶ 非 FIT 証書には①卒 FIT 電源・非 FIT 電源、大型水力をその由来電源とする「再エネ指定あり」と、②原子力を由来電源とする「再エネ指定なし」の 2 区分があります。



（第五次中間とりまとめ 10 頁）

（2）再エネ価値取引市場と概要

ア. 取引制度と価格の決定方法

FIT 証書を取扱う再エネ価値取引市場において、費用負担調整機関が売り札を入れる点や、売却収入が FIT 賦課金の軽減に活用される点は、従来の FIT 証書の市場での取扱いと変更ありません。

また、価格の決定方法がマルチプライスオークションである点、オークションの開催が年 4 回である点も、従来と変更ありません。

イ. 最低価格（暫定的に 0.3 円/kWh で設定）

従来、市場における FIT 証書の最低価格は 1.3 円/kWh として設定されていましたが、非 FIT 証書の水準と合わせて低価格化するよう要請が高まっていました。

構造上売り手が費用負担調整機関一社であり売り札の価格設定が困難であることや、証書の価値が著しく損なわれ、引いては需要家への還元分が少なくなる恐れがあることから、最低価格自体は継続することになりましたが、暫定的に 0.3 円/kWh で設定されることとなりました。なお、最高価格については設定されていません。

ウ. 参加可能な需要家の要件

再エネ価値取引市場では小売電気事業者・一般送配電事業者等のみならず、需要家も直接取引に参加できることになりますが、取引所における市場参加者として相応しい信頼性を担保する観点から、JEPX での非化石価値取引会員資格を取得する必要があります⁷。

今回の再編成を受け、JEPX は非化石価値取引会員規程（「会員規程」）・非化石価値取引規程（「取引規程」）を 2021 年 10 月 27 日付でそれぞれ改正し、日本国内の法人であれば非化石価値取引会員として市場に参加できることとされました（会員規程第 2 条第 4 号）。また、信頼性については純資産額として一定の金額を

⁷ なお、既に JEPX の取引会員であった事業者については、別途申請書の提出のみで取引資格を取得することが可能です（会員規程附則第 1 条）。

要求するのではなく、収支計画や貸借対照表、損益計算書等に従い財務の健全性を確認する方向で審査されることとなりました⁸。

エ. 仲介業者とその要件

再エネ価値取引市場においては需要家が直接市場に参加することになりますが、取引参加に当たっては、取引参加資格の取得や年会費の支払い、取引毎の手数料の支払等、一定のコストが生じます。また、年4回実施されるオークションにおいて必要量を安価に調達できないリスクもあり、現実に直接市場取引に参加する需要家が限られると考えられることから、需要家の利便性向上の観点より、FIT 証書の取得を望む需要家との間を仲介する仲介事業者の関与が予定されています。

具体的には、仲介事業者は再エネ価値取引市場において自ら取引当事者となり、顧客である需要家からの委託や自らの判断に基づき FIT 証書を購入し、他者に販売するものと整理されています。小売電気事業者が仲介事業者を兼ねることも可能です。

仲介業者として取引に参加する要件の概要は以下のとおりです⁹。

仲介事業者の要件の概要

定義	自ら取引当事者となり、顧客である購入者側からの委託や自らの判断に基づき証書を購入し、他者に販売するもの	
加入要件	会員資格	日本国内の法人
	資産要件	- 本取引所を利用する目的と、その収支計画を記載した書面の提出 - 仲介業の実施計画書の提出 - 直近の事業年度の貸借対照表および損益計算書の提出 など
	その他	仲介実施予定の有無が変更される場合は、実施計画を提出し、取引所の確認を得る必要あり。
規律	取引範囲	- 調達先：FIT証書オークション市場からのみ[※] - 販売先：国内法人のみ[※] ※いずれも市場が成熟するまでの当面の措置。
	需要家への説明	- 基本的な規律は日本卸電力取引所の信義則[※]に従うこと。 - 上記に加え、取引前に、需要家に対し、再エネ価値の内容及び市場における取引価格の動向を説明すること - 取引後に、需要家の求めに応じ、当該需要家が再エネ価値の正当な権利者であることの証明に協力すること ※不公正な取引を行わない、不注意または怠慢な取引または受託を行わない、など
義務	記録義務	証書を販売する場合（小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売等、他者への非化石証書の移転行為）、取引所が定める様式に従ってその記録を管理しなければならない。
	記録報告義務	- 記録は、商品の取引の終了後、1ヶ月以内に取引所に提出しなければならない。 - 取引所は、必要に応じ記録の提出を求めることができる。

注) 取引参加者が、会員規程および取引規程に違反した場合、直ちにその旨を通告するとともに取引を停止させる。さらに、1億円以下の過怠金、もしくは6ヶ月以内の取引停止、もしくは制限、または除名措置がある。



オ. 高度化法上の 2021 年の中間目標値の再検討

需要家のみならず、小売電気事業者も引き続き FIT 証書を取得できることは従前の通りです。しかし、今回の制度変更以降、FIT 証書では高度化法上の非化石電源比率への加算が認められないこととなります。

⁸ 別途入会金として金 11 万円(税込)及び加入年度の年会費として金 12 万円(不課税)の納入が必要です(会員規程第 5 条第 1 項)。

⁹ 取引規程第 8 条等。以下の表は、トラッキング非化石証書に関する業務を受託している日本ユニシス株式会社のウェブサイト上にアップロードされている資源エネルギー庁作成の「トラッキング付非化石証書の販売にかかる事業者向け説明資料・初回実証参加者(需要家・仲介事業者)対象」の 11 頁から引用しています。

高度法上、供給電力量が5億kWh以上の小売電気事業者等は、各社が供給する電力量に占める非化石電源に由来する電力量の比率を令和12年度(2030年)において44%以上とすることを目標とするよう義務づけられており¹⁰、2020年度より国が対象となる小売電気事業者毎に中間目標値を設定していますが¹¹、2021年度の中間目標値については、FIT証書相当分を控除することによる再検討が行われ、外部調達比率¹²を5%として設定されることになりました。

(3) 高度化義務達成市場と概要

ア. 取引制度と価格の決定方法

高度化義務達成市場においては非FIT証書が取り扱われ、各非FIT非化石電源を保有する発電事業者が売主となり入札する点は、従前の市場における非FIT証書の取扱いと変更ありません。

また、価格の決定方法がシングルプライスオークション、オークションの開催が年4回であることも従前と変更ありません。

イ. 最低価格と最高価格(暫定的にそれぞれ0.6円/kWh、1.3円/kWhと設定)

最低価格については現行制度下における取引価格の水準と新たな水準との間の乖離が生じることによる発電事業者及び小売電気事業者双方の予見可能性を損なうことの防止という観点から設定されることとなり、時限的に0.6円/kWhと設定されました。

また、今後小売電気事業者が高度化法上の目標達成のために使用できる非化石証書が非FIT証書のみとなること、非FIT証書の供給元である対象電源が、当面大手電力会社(旧一般電気事業者(「旧一電」))が保有する比較的大きな規模となる電源(大型水力・原子力)が大半となると見込まれ、対象電源の計画外停止によって供給量の低下、引いては取引価格が大きく上昇する可能性があることから、最高価格についても見直しがなされ、再エネ指定の有無を問わず1.3円/kWhが最高価格と設定されました¹³。

ウ. 監視等委による監視

上記のとおり、今後小売電気事業者が高度化法上の目標達成のために使用できる非化石証書が非FIT証書のみとなること、供給元となる対象電源を保有し、売り手となる発電事業者の数が限定されることから、売り手の入札行動が価格形成に強い影響を及ぼすことが懸念されており、電力・ガス取引監視等委員会の監視対象となる予定です。

個別具体的な監視の手法や運用については監視等委と検討されることとされていますが、①基本的には旧一電及び電源開発株式会社が監視対象となること、②市場取引・相対取引においては売り惜しみ・不当な価格設定の観点から、また社内・グループ内取引に関しても内外無差別・内部補助の観点から、それぞれ監視の対象となることが想定されています。

¹⁰ 平成29年経済産業省告示第130号

¹¹ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/nonfossil/koudokahou/200309a.html

¹² 社内・グループ内以外からの非化石証書の取得により達成することが想定される非化石電源比率を指します。小売電気事業者間の公平性を確保するため、非化石電源を保有している小売電気事業者においては、社内・グループ内から調達できる量(内部調達可能な量)に上限が設定されています。

¹³ 現状のFIT証書の最低価格である1.3円/kWhが事実上の非FIT証書の最高価格として機能していることに鑑みて設定されています。

3. 非化石証書のトラッキング化

多くの企業が事業活動に必要な電力の 100%再エネ電気で調達することを目指す RE100 への参加を希望する中、RE100 では非化石証書につき、トラッキングによってその由来する電源の属性が担保されているものであればこれを活用できることとされています¹⁴。

従前の非化石証書は電源の属性を担保するものではなく、RE100 へ参加を希望する企業が増加する中で、トラッキング証書の整備・拡充に対する要望が需要家側から高まっていました。

第六次中間とりまとめ上、少なくとも FIT 証書については将来的には予め特定の電源や産地を証書と紐付け電源種別に取り引する「電源証明型」を目指すこととされており、現在実施されているトラッキング実証実験¹⁵の制度化や、FIT における小売買取・再エネ特定卸供給のほか、電源等を特定した小売電気事業者の電力調達の契約実務との関係を整理の上、早期に検討を深めていくこととされています。

また、従来より実施されていた FIT 証書のトラッキング実証実験についても、以降発電事業者側の同意を不要とし、買取実績のある FIT 電源に対して全量をトラッキングすることとされています。

4. 終わりに

以上が今回の非化石価値取引市場の再編成の主要な内容ですが、価格設定を始め暫定的な措置として今後の動向によって修正がなされる可能性があるものも含まれています。まもなく実施される各市場での取引の動向や、当該動向を踏まえた制度の調整状況には引き続き注意が必要です。

需要家にとりましては、再エネ価値取引市場への直接加入や仲介業者を通じて FIT 非化石証書の取得を検討することになるかと思われます。特に RE100 への参加や目標達成を希望する需要家にとっては、トラッキング付非化石証書の導入や関連する制度についても併せて注意が必要です。また、今回の再編成においても需要家が市場取引又は相対取引のいずれを通じて直接非 FIT 証書を取得することはできませんが、第 5 次中間とりまとめにおけるパブリックコメントに対する回答においても証書の利便性向上においては重要な視点としてとらえられており、今後導入される可能性があります。

発電事業者にとりましては、監視等委による監視対象となる場合には今後の監視の手法・運用の議論に注意の上、グループ内外での市場・相対取引における非 FIT 証書の取引条件について整理が必要となる可能性があります。また紙面の都合上触れられませんでした、非化石証書の売却収入の使途についても議論がなされていますので、ご留意いただく必要があるものと思われます¹⁶。

小売電気事業者にとりましても、従来より市場取引に関与していた分、一般需要家と比べてより一層仲介事業者としてのビジネスの参画を検討する機会が生じるものと思われますし、高度化法上の中間目標設定に関する議論の状況や、需要家への訴求方法としてのトラッキング付非化石証書の制度については引き続き注目していく必要があるものと思われます¹⁷。

¹⁴ なお非 FIT 証書については、発電事業者と小売電気事業者との間の相対取引により非 FIT 証書と電気をセットで調達し、販売・供給されるものであれば利用可能という見解が示されています(第 35 回制度検討作業部会資料 3-1「高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定について」7 頁)。

¹⁵ FIT 証書については 2019 年 8 月から、非 FIT 証書(再エネ指定あり)についても 2021 年 8 月からトラッキングの実証実験が開始されています。この実証実験は、参加登録申請を行った、一定の要件を満たす小売電気事業者及び発電事業者を対象として行われています。(https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/nonfossil/page/20210726.html)。

¹⁶ 第五次中間とりまとめ 18 頁以下。具体的には既存設備の発電量(kWh)の拡大についても許容される等、非化石電源の kWh・kWh の維持・拡大に資するか否かという基準が設けられることとなります。

¹⁷ また、FIT 証書と非 FIT 証書の市場における最低価格の差額分(0.3 円/kWh)は、非 FIT 証書のみが有することとなる非化石電源比率へ算入可能となる価値に相当する分と考えることもでき、当該部分を需要家に転嫁することの可否・方策についても今後検討の対象とされています(第六次中間とりまとめ 8 頁)。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 赤羽 貴(takashi.akahane@amt-law.com)
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。